

平成 30 年 6 月第 1 四半期報告書の作成留意事項

平成 30 年 7 月 25 日

ひびき監査法人

平成 30 年 6 月第 1 四半期報告書の主な作成留意事項は以下のとおりである。

1. 開示府令等の改正に伴う留意点
2. 税効果会計基準等の改正に伴う留意点
3. 権利確定条件付き有償新株予約権の留意点
4. 仮想通貨の留意点
5. 収益認識基準の留意点

1. 開示府令等の改正に伴う留意点

金融庁は、平成 30 年 1 月 26 日付で、「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」を公布した。これは、平成 28 年 4 月に公表された「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告における、開示内容の共通化・合理化や非財務情報の開示充実に向けた提言を踏まえ、有価証券報告書等の記載内容の改正を行うためのものであり、平成 30 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書から適用されている（メールマガジン第 15 号 3. 及び 6. 参照）。なお、四半期報告書の適用時期は、平成 30 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に係る四半期報告書から適用されており、四半期報告書作成において留意が必要である。

本改正に基づく四半期報告書の項目の新旧対照表		
改正前		改正後
第一部【企業情報】		第一部【企業情報】
第1【企業の概況】		第1【企業の概況】
（略）		（略）
第2【事業の状況】		第2【事業の状況】
1【事業等のリスク】		1【事業等のリスク】
2【経営上の重要な契約等】		2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】
3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】		3【経営上の重要な契約等】
第3【提出会社の状況】		第3【提出会社の状況】
1【株式等の状況】		1【株式等の状況】
(1)【株式の総数等】		(1)【株式の総数等】
（略）		（略）
(2)【新株予約権等の状況】		(2)【新株予約権等の状況】
		①【ストックオプション制度の内容】
		②【その他の新株予約権等の状況】
(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債等の行使状況等】		(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
(4)【ライツプランの内容】		
(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】		(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】
(6)【大株主の状況】		(5)【大株主の状況】
(7)【議決権の状況】		(6)【議決権の状況】
（以下、略）		（以下、略）

(ポイント)

(1) 非財務情報の開示充実

- ① 「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」は、項目名に文言が追加され「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に変更され、「経営上の重要な契約等」と項目順序が変更になった。
- ② 前年同四半期累計期間と比較・分析して記載することとされていたが、本改正により、経営方針・経営戦略等を定めている場合で、経営者において、当該経営方針・経営戦略等との比較が、前年同四半期累計期間との比較よりも投資者の理解を深めると判断したときは、前年同四半期累計期間との比較・分析に代えて当該経営方針・経営戦略等と比較・分析して記載することができることとされた。

(2) 新株予約権等の記載の合理化

従来の四半期報告書における「新株予約権の状況」、「ライツプランの内容」の項目が、「(2)新株予約権等の状況」に統合されたうえで、「①ストックオプション制度の内容」、「②その他の新株予約権等の状況」に分けて記載することとされた。

① スtockオプション制度の内容

取締役、使用人等に対して新株予約権を当四半期会計期間に発行した場合に、以下所定の事項を記載することとなる。

記載項目		時点
第二号様式記載上の注意(39)a	取締役、使用人等に対して新株予約権を付与する決議がされている場合には、当該決議に係る決議年月日並びに付与対象者の区分及び人数を決議ごとに記載し、当該決議がされていない場合には、該当ない旨を記載すること	決議日時点の内容
第二号様式記載上の注意(39)b	・ 新株予約権の数 ・ 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 ・ 新株予約権の行使時の払込金額 ・ 新株予約権の行使期間 ・ 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ・ 新株予約権の行使の条件 ・ 新株予約権の譲渡に関する事項 ・ 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ・ 金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とする場合には、その旨並びに当該財産の内容及び価額	発行時の内容

② その他の新株予約権等の状況

当四半期会計期間において、いわゆる買収防衛策の一環として新株予約権を発行した場合、有価証券報告書における「ライツプランの内容」に準じて記載することとされる。

また、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に該当する新株予約権又は新株予約権付社債券を発行した場合に必要な欄外注記の内容は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である旨、その特質及び第二号様式記載上の注意(38)e(a)～(e)までに掲げる事項となる。

〈メモ〉 有価証券報告書との様式・取扱いの違い

本改正に基づく四半期報告書の項目の新旧対照表			(平成30年3月31日以後に終了する事業年度に係る) 有価証券報告書	
改正前		改正後		改正後 有価証券報告書
第3【提出会社の状況】		第3【提出会社の状況】		第4【提出会社の状況】
1【株式等の状況】		1【株式等の状況】		1【株式等の状況】
(1)【株式の総数等】		(1)【株式の総数等】		(1)【株式の総数等】
(略)		(略)		(略)
(2)【新株予約権等の状況】		(2)【新株予約権等の状況】		(2)【新株予約権等の状況】
		①【ストックオプション制度の内容】		①【ストックオプション制度の内容】
		②【その他の新株予約権等の状況】		②【ライツプランの内容】
				③【その他の新株予約権等の状況】
(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債等の行使状況等】		(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】		(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等行使状況等】
(4)【ライツプランの内容】				
(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】		(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】		(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】
(以下、略)		(以下、略)		(以下、略)

新株予約権の状況についての記載は、有価証券報告書上「①ストックオプション制度の内容」、「②ライツプランの内容」、「③その他の新株予約権等の状況」の3区分であるのに対して、四半期報告書は上記①②の2区分である。これについては、有価証券報告書で記載する「②ライツプランの内容」、「③その他の新株予約権等の状況」は、四半期報告書においては、「②その他の新株予約権等の状況」に記載することとされている。

2. 税効果会計基準等の改正に伴う留意点

企業会計基準委員会（以下「ASBJ」という）は平成30年2月16日付で、次の会計基準等を公表している（メールマガジン第15号1. 参照）。

- ・『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（以下、税効果会計基準一部改正）
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（以下、税効果適用指針）
- ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（以下、回収可能性適用指針）
- ・「中間財務諸表等における税効果会計に関する適用指針」

これらの基準は会計処理に関する基準と表示・注記の改正とに分けられ、平成30年4月1日以後に開始する連結会計年度及び事業年度の期首から原則適用される。よって四半期報告書作成において留意が必要である。

(1) 会計処理に関する改正

項目	改正の概要	平成30年6月第1四半期決算における留意点
個別財務諸表における子会社株式または関連会社株式に係る将来加算一時差異の取扱い(税効果適用指針第8項(2))	個別財務諸表における取扱いを連結財務諸表における取扱いに合わせた。	税効果適用指針第8項(2)を適用することによりこれまでの会計処理と異なることとなる場合、 ①会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱う ②新たな会計方針を過去全ての期間に遡及適用する必要がある
子会社の利益のうち投資時に留保しているものに関する個別上、連結上の繰延税金負債の取扱い(税効果適用指針第24項)	子会社に対する投資に係る連結財務諸表固有の将来加算一時差異のうち、子会社の留保利益(親会社の投資後に増加した子会社の利益剰余金をいう。このうち、親会社持ち分相当額に限る)に係るもので、親会社が当該留保利益を配当金として受け取ることににより解消されるものについては、一定の要件に該当する場合、将来の会計期間において追加で納付が見込まれる税金の額を繰延税金負債として計上することとされた。	税効果適用指針第24項を適用することによりこれまでの会計処理と異なることとなる場合、 ①会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱う ②新たな会計方針を過去全ての期間に遡及適用する必要がある
(分類1)に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱い(回収可能性適用指針第18項)	(分類1)に該当する企業においては、『原則として、』繰延税金資産の全額について回収可能性があるものとした。 例えば、完全支配関係にある国内の子会社株式の評価損について、企業が当該子会社を清算するまで当該子会社株式を保有し続ける方針がある場合等、将来において税務上の損金に算入される可能性が低い場合に当該子会社株式の評価損に係る繰延税金資産の回収可能性はないと判断することが適切であると考えられる。	税効果適用指針第18項を適用することによりこれまでの会計処理と異なることとなる場合、 ①会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱う ②新たな会計方針を過去全ての期間に遡及適用する必要がある

(2) 表示・注記事項の改正

① 改正の概要

従来の取扱いでは、繰延税金資産及び繰延税金負債は、これらに関連した資産・負債の分類に基づいて、繰延税金資産については流動資産又は投資その他の資産として、繰延税金負債については流動負債又は固定負債として表示しなければならないとされていた。この取扱いにつき、税効果会計基準一部改正においては、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示することとなった。

i 総資産額に影響が出ない場合(納税主体は単一である場合)

(従来)1年ルール廃止前				(改正)1年ルール廃止後			
相殺前				相殺前			
借方科目	金額	貸方科目	金額	借方科目	金額	貸方科目	金額
流動資産		流動負債		流動資産		流動負債	
繰延税金資産	150	繰延税金負債	100	繰延税金資産	-	繰延税金負債	-
投資その他の資産		固定負債		投資その他の資産		固定負債	
繰延税金資産	250	繰延税金負債	200	繰延税金資産	400	繰延税金負債	300
		純資産	100			純資産	100
資産合計	400	負債純資産合計	400	資産合計	400	負債純資産合計	400
相殺後				相殺後			
借方科目	金額	貸方科目	金額	借方科目	金額	貸方科目	金額
流動資産		流動負債		流動資産		流動負債	
繰延税金資産	50	繰延税金負債	-	繰延税金資産	-	繰延税金負債	-
投資その他の資産		固定負債		投資その他の資産		固定負債	
繰延税金資産	50	繰延税金負債	-	繰延税金資産	100	繰延税金負債	-
		純資産	100			純資産	100
資産合計	100	負債純資産合計	100	資産合計	100	負債純資産合計	100

ii 総資産額に影響が出る場合(納税主体は単一である場合)

(従来)1年ルール廃止前				(改正)1年ルール廃止後			
相殺前				相殺前			
借方科目	金額	貸方科目	金額	借方科目	金額	貸方科目	金額
流動資産		流動負債		流動資産		流動負債	
繰延税金資産	250	繰延税金負債	100	繰延税金資産	-	繰延税金負債	-
投資その他の資産		固定負債		投資その他の資産		固定負債	
繰延税金資産	250	繰延税金負債	300	繰延税金資産	500	繰延税金負債	400
		純資産	100			純資産	100
資産合計	500	負債純資産合計	500	資産合計	500	負債純資産合計	500
相殺後				相殺後			
借方科目	金額	貸方科目	金額	借方科目	金額	貸方科目	金額
流動資産		流動負債		流動資産		流動負債	
繰延税金資産	150	繰延税金負債	-	繰延税金資産	-	繰延税金負債	-
投資その他の資産		固定負債		投資その他の資産		固定負債	
繰延税金資産	-	繰延税金負債	50	繰延税金資産	100	繰延税金負債	-
		純資産	100			純資産	100
資産合計	150	負債純資産合計	150	資産合計	100	負債純資産合計	100

なお、上記事例は納税主体が単一である場合を前提としている。異なる納税主体が複数ある場合は、まず納税主体ごとに流動資産及び流動負債に計上されている繰延税金資産または繰延税金負債を固定区分に組み替えて相殺を行ったうえで、各社の個別貸借対照表を合算し、連結貸借対照表を作成することが必要となる。

② 四半期報告書記載上の留意点等

税効果会計基準一部改正等を適用し、新たな表示方法に従い繰延税金資産及び繰延税金負債の表示組替えを行う場合、当該事項は表示方法の変更に該当する。しかし、四半期（連結）財務諸表においては、表示方法の変更注記は要求されていない。そのため、四半期（連結）財務諸表においては、任意記載として繰延税金資産は投資その他の資産の区分・繰延税金負債は固定負債の区分に表示している旨を追加情報に記載することが考えられる。

税効果会計基準一部改正等を適用し、組替えを行った場合に総資産額への影響の有無	
記載箇所	有
第一【企業情報】 第1【企業の概況】 1【主要な経営指標等の推移】	（税効果会計基準一部改正等を適用し、これに伴い前第1四半期連結累計期間及び前連結会計年度に係る主要な経営指標等を変更している場合のみ以下の記載が求められる。） （注）●．『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、前第1四半期連結累計期間及び前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。
第4【経理の状況】 1【四半期連結財務諸表】 (1)【四半期連結貸借対照表】	（前連結会計年度の四半期連結財務諸表において、流動資産の区分に繰延税金資産が計上されている場合又は流動負債の区分に繰延税金負債が計上されている場合、新たな表示方法に従い四半期連結財務諸表の組替えを行うことになる。） 2. (2) ① i 参照
（四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理）	（税効果会計基準一部改正により、四半期財務諸表に関する会計基準も修正され、四半期特有の会計処理により見積実効税率を用いる場合、税金費用の相手勘定が貸方残高の時は、「未払法人税等その他適当な科目により流動負債」（従来と同じ流動区分）で表示するが、借方残高の時は「繰延税金資産その他適当な科目により投資その他の資産」（従来と異なり非流動区分）で表示されることとなっている点、留意が必要である。）
（追加情報） ※任意記載※	※任意記載であるが、追加情報で記載することが考えられる。※（以下、記載例） （追加情報） （『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用） 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当第1四半期連結会計期間から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

3. 権利確定条件付き有償新株予約権の留意点

A S B J は、平成30年1月12日付で、「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」（実務対応報告第36号）（以下、本実務対応報告）を公表した（メールマガジン第15号3. 参照）。

表示（会計方針の変更等）

記載箇所	記載内容
第一部【企業情報】 第1【企業の概況】 1【主要な経営指標等の推移】	【経過的な取扱いに従うパターン】特段の記載は不要である。 【遡及処理を行うパターン】遡及処理を行った旨を注記しなければならない。
第4【経理の状況】 1【四半期連結財務諸表】 【注記事項】 (会計方針の変更)	【経過的な取扱いに従うパターン】（以下、記載例） （従業員に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い等の適用） 「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」（実務対応報告第36号 平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。）等を平成30年4月1日以後に適用し、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）等に準拠した会計処理を行うことといたしました。 ただし、実務対応報告第36号の適用については、実務対応報告第36号第10項(3)に定める経過的な取扱いに従っており、実務対応報告第36号の適用日より前に従業員に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、<u>従来採用していた会計処理を継続しております。</u> 【遡及修正を行うパターン】（以下、記載例） （従業員に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い等の適用） 「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」（実務対応報告第36号 平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。）等を平成30年4月1日以後に適用し、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）等に準拠した会計処理を行うことといたしました。当該会計方針の変更は遡及適用され、前年四半期及び前連結会計年度については遡及適用後の四半期連結財務諸表及び連結財務諸表となっております。 この結果、遡及適用を行う前と比べて、前第1四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益がそれぞれ●百万円減少しております。また、前連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、資本剰余金の遡及適用後の前期首残高が●百万円増加し、利益剰余金の前期首残高が●百万円減少し、新株予約権の前期首残高が●百万円増加しております。
(追加情報) ※任意記載※	適用初年度に、初めて、権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引が行われることにより、従業員等に権利確定条件付き有償新株予約権が付与され、本実務対応報告を適用する場合、新たな事実の発生に伴う新たな会計処理の採用に該当し、会計方針の変更ではなく追加情報で記載することが考えられる。

4. 仮想通貨の留意点

A S B Jは、平成30年3月14日付で、「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」（実務対応報告第38号）を公表しており、以下に留意が必要である。

適用時期	原則適用：平成30年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用
表示	仮想通貨交換業者又は仮想通貨利用者が仮想通貨の売却取引を行う場合、当該仮想通貨の売却取引に係る売却収入から売却原価を控除して算定した純額を損益計算書に表示する。
注記事項	(1) 仮想通貨交換業者又は仮想通貨利用者が期末日において保有する仮想通貨の貸借対照表価額の合計額 (2) 仮想通貨交換業者が預託者から預かっている仮想通貨の貸借対照表価額の合計額 (3) 仮想通貨交換業者又は仮想通貨利用者が期末日において保有する仮想通貨について、活発な市場が存在する仮想通貨と活発な市場が存在しない仮想通貨の別に、仮想通貨の種類ごとの保有数量及び貸借対照表価額

5. 収益認識基準の留意点

A S B Jは、平成 30 年 3 月 30 日付で、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号）を公表しており、適用時期について留意が必要である（メールマガジン第 14 号参照）。

適用時期	原則適用：平成 33 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用 早期適用：平成 30 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することができる
------	--

以上